

福島国際研究教育機構地域連携加速化事業補助金交付要綱

制定 令和8年4月1日

(趣旨)

第1条 県は、福島国際研究教育機構（以下「F-REI」という。）と地域の多様な主体との連携を促進し、F-REIによる地域内での研究開発活動など、福島イノベーション・コースト構想（以下「福島イノベ構想」という。）の更なる発展に向けた動きを加速させるため、F-REIと連携した事業を実施する事業者（以下「補助事業者」という。）に対し、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び福島特定原子力施設地域振興交付金交付規則（平成27年経済産業省告示第59号。以下「交付規則」という。）並びに、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 福島国際研究教育機構（F-REI）

福島復興再生特別措置法に基づき、令和5年4月1日に福島県浪江町に設立された特殊法人。福島ならではの優位性を発揮できる5分野で世界トップ水準の「研究開発」を行うほか、「産業化」「人材育成」「司令塔」の4つの機能を持ち、福島をはじめ東北の復興を実現するための夢や希望となるとともに、我が国の科学技術力・産業競争力の強化をけん引し、経済成長や国民生活の向上に貢献する、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」を目指す。

二 福島イノベーション・コースト構想

東日本大震災及び原子力災害によって失われた浜通り地域等の産業を回復するため、新たな産業基盤の構築を目指す国家プロジェクト。廃炉、ロボット・ドローン、エネルギー・環境・リサイクル、農林水産業、医療関連、航空宇宙の重点6分野の推進に加え、産業集積、教育・人材育成、交流人口の拡大、情報発信などの取組を進めている。

三 公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構

福島イノベ構想を推進する中核機関として、平成29年7月に福島県が設立。重点分野におけるプロジェクトの創出及び促進、教育機関等による福島イノベ構想を担う人材育成の支援、拠点施設の管理運営などの事業を行う。

(補助対象事業)

第3条 この補助金の補助対象事業は、F-REI 及び県内市町村との連携の下、福島県内において実施するソフト事業であって、次のいずれかに該当すること。

- 一 F-REI が取り組む研究開発成果の産業化を見据えた取組。
- 二 次世代を担う若者や企業人材を対象に、F-REI の専門性をいかした教育機会やキャリア形成の場を提供する取組。
- 三 県内外の住民や産業関係者を対象に、F-REI の認知度向上を図る取組。
- 四 F-REI 周辺の浜通り地域等における生活環境やコミュニティ形成をソフト面から充実させる取組。

(補助対象者)

第4条 この補助金の対象者は、次に掲げる者であって、F-REI 及び県内市町村と連携して事業を実施する者とする。

- 一 民間企業（複数の民間企業等が集合して組織された協議会等を含む）
- 二 大学、国立高等専門学校
- 三 法人格を有する団体
- 四 福島イノベ倶楽部会員
- 五 その他、福島イノベ構想の推進に参画している団体で知事が認める者

2 次の各号の要件を満たすこと。

- 一 政治活動及び宗教活動を事業目的とする者でないこと。
- 二 特定の公職者（候補者を含む）、又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした者でないこと。
- 三 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者（破産等により入札参加資格の無い者、契約の不履行や入札等で不正行為を行った者など）でないこと。
- 四 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- 五 他の法令及び予算に基づく補助金等（適正化法第2条第1項に規定する補助金等をいう。）の交付を受けて行われる事業でないこと。
- 六 関係法令等に違反していないこと。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 この補助金の補助対象経費及び補助金の額は別表1のとおりとする。

(補助金交付申請)

第6条 規則第4条第1項の申請書は、福島県福島国際研究教育機構地域連携加速化事業補助金交付申請書(第1号様式)によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

2 規則第4条第2項第2号に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

- 一 事業計画書(第1号様式 別紙1)
- 二 収支予算書(第1号様式 別紙2)
- 三 機械、器具及び備品等の設備に係るものにあつては、見積書等
- 四 その他知事が必要と認める書類

3 申請書及び申請書に添付すべき書類の部数は、1部とする。

4 補助事業者は、補助金の交付申請を行うに当たり、申請者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定の通知)

第7条 知事は、前条第1項の規定による交付申請書又は第9条の規定による変更交付申請書の提出があつた場合には、その内容を審査し、補助金を交付すべきもの又は交付の決定の内容を変更すべきものと認めたときは、交付決定又は変更交付決定を行い、第2号様式による交付決定通知書又は第3号様式による変更交付決定通知書を申請者に送付するものとする。この場合において、知事は、補助金の適正な交付を行うために必要があると認めたときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて通知を行うものとする。

2 知事は、前項の決定に関して必要な条件を付することができる。

3 知事は、前条第4項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととする旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

4 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、第9号様式による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により速やかに知事に報告しなければならない(ただし、当該消費税等仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、その限りでない。)

- 5 知事は、前号の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。当該返還の期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金交付の条件)

第8条 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、次のいずれかの場合とする。

- 一 補助対象経費の20%以内の減額で補助金の額に変更が生じないこと。
 - 二 別表第一に掲げる各経費区分相互間において、いずれか低い額の20%以内の経費の配分の変更をすること。
 - 三 事業の主要な部分に重要な影響を及ぼさない変更をすること。
- 2 県は、補助金交付及び補助事業の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告をさせ、又はその職員に補助事業者の事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 3 補助事業者は、事業に遅延が生じた場合は、直ちに県に報告するとともに、県から指示のあった場合、事業の遂行状況について報告しなければならない。
- 4 県は、前項の規定による報告書並びに職員の立入検査等の結果に基づき、補助事業が法令、本要綱、公募要領（以下「法令等」という。）、交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。
- 5 補助事業の経費については、他の経理と明確に区分し、補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日（中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日。）の属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(変更の承認)

第9条 規則第6条第1項第1号又は第2号の規定により知事の承認を受けようとする場合は、福島県福島国際研究教育機構地域連携加速化事業変更（中止・廃止）承認申請書（第4号様式）を知事に提出しなければならない。

(申請を取り下げることができる期日)

第10条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、補助事業者が補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(概算払)

第11条 知事は、必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金について概算払の方法により補助金の交付をすることができる。

2 前項の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、福島県福島国際研究教育機構地域連携加速化事業補助金概算払請求書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 事業等遂行状況写真
- 二 契約書（写）
- 三 前金払等の請求書（写）
- 四 その他知事が必要と認める書類

(実績報告)

第12条 規則第13条の規定による実績報告は、福島県福島国際研究教育機構地域連携加速化事業実績報告書（第6号様式）に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日（事業廃止について知事の承認を受けた場合にあつては、承認を受けた日）から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定があつた日の属する年度の2月12日（補助金を全額概算払により交付を受けた場合にあつては、3月15日）のいずれか早い日までに行わなければならない。

- 一 事業実施報告書（第6号様式 別紙1）
- 二 収支決算書（第6号様式 別紙2）
- 三 領収書又は支払いを証する書類（写）
- 四 参加料や協賛金など、自己資金以外の収入が発生する事業に関しては、通帳の写し、受領証（控）等の収入を証する書類（写）
- 五 機械、器具及び備品等の整備に係るものにあつては写真
- 六 その他知事が必要と認める書類

2 知事は、前項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第7条に基づく変更の承認をした場合は、その承認された内容を含む。）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定して、第7号様式による交付額確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付の請求)

第13条 補助事業者は、前条第2項の通知を受けたときは、速やかに福島県福島国際研究教育機構地域連携加速化事業補助金交付請求書（第8号様式）を知事に提出しなければならない。

ただし、全額概算払により補助金の交付を受けた場合は、この限りではない。

(財産の処分の制限)

第14条 規則第18条第1項ただし書に規定する別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間とする。

2 規則第18条第1項第2号及び第3号に規定する別に定めるものは、取得価格又は効用の増加価格が10万円以上の機械、器具、その他の備品とする。

3 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業が完了した後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

4 補助事業者は、規則第18条第1項に規定する取得財産等について、取得財産管理台帳(第10号様式)を備え管理し、第12条に定める報告書に添付しなければならない。

5 補助事業者は、規則第18条第1項の規定により財産の処分の承認を受けようとするときは、あらかじめ取得財産処分承認申請書(第11号様式)を知事に提出しなければならない。

(会計帳簿等の整備等)

第15条 補助事業者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかななければならない。

2 補助事業者は、県から指示のあった場合、速やかに報告(第12号様式)を行わなければならない。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度事業の補助金から適用する。

別表1 (第5条関係)

1 区分	2 費目	3 細分	4 内容	補助金の額
業務費	業務費	謝金	事業を行うために直接必要な謝礼金。	補助率 定額 上限2,000 千円
		旅費	事業を行うために直接必要な交通移動に係る経費。	
		印刷製本費	事業を行うために直接必要な用紙等印刷に係る経費。	
		通信運搬費	事業を行うために直接必要な郵便料等通信費用。	
		手数料	事業を行うために直接必要な試験・検査手数料、収入印紙等。	
		委託料	事業を行うために直接必要な業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務委託を要する経費。	
		使用料及び賃借料	事業を行うために直接必要な機器、設備、車輛等の借用、会議に係る会場使用料等(借料)。	
		消耗品	事業を行うために直接必要な事務用品類、参考図書等の購入のために必要な経費。	
		備品購入費	事業を行うために直接必要な機器、設備の購入費。耐用年数が概ね3年以上かつ取得価格が10万円以上のもの。	
		その他必要な経費	知事が承認した経費	

※ 可能な限り、目的、品目、単価、人数、回数が分かる資料を添付すること。

※ 汎用性のある物品の購入(PC、PC周辺機器、カメラ・レコーダーなどの記録媒体、オフィス什器等、本事業以外での使用可能性が認められるもの)、人件費(社会保険料、給与・職員手当等)、振込手数料は補助対象としない。